

東大和市第4次行政改革大綱

(計画期間 平成24年度～28年度)

平成24年1月
東大和市

はじめに

当市では、平成9年に第1次行政改革大綱及び推進計画を策定し、以後、現在の第3次行政改革大綱及び推進計画に至るまで、各事務事業の見直しや、職員数の削減、民間委託や施設における指定管理者の導入等、行政改革の推進に努め、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、東日本大震災の影響に加え、景気低迷による雇用環境の悪化等、当市を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、このような中でも持続可能な市政の実現に向けた取り組みと、限られた財源を有効に活用し、市民サービスの向上に努めなければなりません。

第3次行政改革大綱は平成23年度をもって計画期間が終了しますが、引き続き効率的・効果的な行政運営に努め、行政改革の不断の取り組みを実行していきます。

この第4次行政改革大綱及び推進計画は、第3次行政改革における取り組みや成果を踏まえ、東大和市第三次基本計画における「行財政運営」をその取り組みの範囲として策定しています。取り組み項目を51項目とし、市民サービスの充実はもとより、市民協働や行政の透明性確保の視点にたって取り組み内容を検討しました。

また、これまでの第3次行政改革大綱の考え方に沿い、東大和市第三次基本計画を受けて策定される分野別個別計画の中に挙げるべき項目については、それらの計画に委ねることとしていますので、第4次行政改革大綱推進計画には掲載していません。

なお、「大綱」は行政改革の概要や基本目標及び改革課題等を示し、「推進計画」では「大綱」の改革課題を実現していくための実施計画としての性格を持ちます。また、これまでと同様に、「行政改革大綱推進計画」、「定員適正化計画」及び「財政健全化計画」の3計画とも一体のものとして作成しています。

— 目 次 —

第 1	行政改革の基本的考え方	1
1	行政改革の概要	1
	(1) 行政改革の意義と必要性	
	(2) これまでの市の行政改革の取組み	
	(3) 「東大和市第3次行政改革大綱」の見直し	
第 2	行政改革の推進方針	3
1	行政改革推進の基本目標	3
2	第4次行政改革における改革課題	3
3	計画期間	4
4	進行管理	4
第 3	行政改革の具体的取組み	5
1	市民サービスの充実	5
	(1) 市民の利便性の拡大	
	(2) 市民目線のサービス提供	
2	市民参加と協働の推進	5
	市民と共に歩む市政の推進	
3	効率的・効果的な行政運営	5
	(1) 民間活力の更なる推進	
	(2) 事務事業の点検・見直し	
	(3) 効率的な組織の確立	
	(4) 職員の意識改革と資質の向上	
	※ 定員適正化の推進について	6

4	財政健全化の推進	11
	(1) 歳入の確保	
	(2) 歳出の削減	
	(3) 強固で弾力的な財政基盤の確立	
	※ 市財政の現状	13
第 4	行政改革大綱体系図	28
第 5	行政改革大綱の位置付け	29
第 6	行政改革大綱推進計画	31
	<推進計画一覧>	33
1	市民サービスの充実	37
2	市民参加と協働の推進	40
3	効率的・効果的な行政運営	43
4	財政健全化の推進	48

第1 行政改革の基本的考え方

1 行政改革の概要

(1) 行政改革の意義と必要性

- ① 行政改革は、市が行政運営を推進する上で、市民サービスの向上の観点から、常に取り組むべきものであり、その取り組みは終わることのない不断の努力を必要とするものです。
- ② 地方分権や地域主権の潮流による権限移譲や事務量が増大するなか、これまで以上に地方自治体への高度な事務執行能力が求められ、これらに適切に対応できる職員の育成や組織づくりが必要となります。さらには市民サービスの低下とならないよう、持続性ある行財政運営への転換と定着、市民との協働による市政の実現、効率性と選択による市政の推進等の取り組みが重要となります。これらに取り組んでいくためには、職員一人ひとりが当市のおかれている現状や課題、また将来のまちの方向性をしっかりと見据え、長期的視点に立った考え方や行動をとらなければなりません。具体的には、常に問題意識を持ち、業務の改善や効率化、創意工夫を凝らした意欲的な行動をとることが重要となります。
- ③ また、近年では自治会を始め多様な市民団体が独自の課題に取り組み、活動しています。これらの活動を充実させ、多様化する公共サービスを共に担う地域社会を確立するためには、市民団体との一層の連携を図ること、これまでの行政主導の領域においても、NPO法人やボランティア団体、事業者等の新たな担い手を活用することなど、新しい発想や自由な活動によるサービス提供が必要です。

行政が行うべき役割や公共サービスのあり方を見直し、行政の果たすべき領域を明確化することで、市民と行政、団体、民間事業者等との相互理解を深め、一層の信頼関係を築いていくことが必要です。
- ④ 今後も、雇用環境の悪化や少子化対策に伴う社会保障費の大幅増等により、市財政の厳しい状況が続くと予想されますが、日本経済の急速な改善が見込めない状況であることを考えますと、当市が抱える行政課題を実現していくためには、この第4次行政改革大綱の着実な実行と健全な財政構造を維持し、市民の負託に応えていく必要があります。

(2) これまでの市の行政改革の取組み

- ① 当市においては、平成9年7月に第1次行政改革大綱を策定し、その後、平成13年11月に第2次行政改革大綱、平成18年12月に第3次行政改革大綱を策定し、事務事業の整理・合理化や職員数の削減、給与の適正化、指定管理者制度の導入や民間委託の推進、行政運営の効率化を進め、財政の健全化と市民サービスの向上に努めてきました。また、この間の平成17年3月には、総務省が示した「指針」に基づき、職員数の削減や民間活力の導入等、平成17年度から21年度までの5年間の具体的な取組みを示した「東大和市集中改革プラン」を策定し取り組んできました。
- ② 平成19年度から平成23年度までの5年間に取り組んだ第3次行政改革大綱においては、平成19年度当初の職員数505人から平成23年度当初は460人となり、45人の削減効果（金額にして約4億円）を生み出し、目標数値の500人から更なる削減を行うことができました。また、市民会館や体育施設への指定管理者制度導入、保育園3園の民設民営化、負担金・補助金の見直し、国民健康保険税や使用料・手数料の見直し、土曜窓口の開設、市有地の売却など、行財政改革に努めてきました。

(3) 「東大和市第3次行政改革大綱」の見直し

- ① 第4次行政改革大綱では、第3次行政改革大綱が平成23年度で終了することから、同大綱の成果を踏まえ、更に行政の役割を再点検するとともに、市民と協働しながら、行政の一層の効率化を図っていくこととします。
- ② 第4次行政改革大綱及び推進計画の策定に当たっては、上位計画である第三次基本計画が平成24年度までであることを念頭におき、基本計画の第3編「行財政運営」の部分を実現するためのものと位置付けています。また、第4次行政改革大綱推進計画における平成25年度以降の年次計画については、次期基本計画が策定された後、それぞれの取組項目について、基本計画との整合性を改めて検証することとします。
- ③ 以上のことから、基本計画第2編「分野別計画」の範囲内にある課題については、それぞれの分野について作成される「個別計画」や、年度ごとに策定する「実施計画」に盛り込み、実施していくこととします。

第2 行政改革の推進方針

1 行政改革推進の基本目標

当市では、歳入の根幹をなす市税収入の割合が比較的低く、財政運営上、交付税など国からの交付金が必要不可欠な財源となっています。

また、歳出においては、社会保障制度の一環として支給する扶助費が毎年増加しています。

これまでに、人件費の削減など経常的な支出の抑制や、使用料及び手数料の見直しによる歳入確保を図ることで、平成20年度以降、財政調整基金の積み増しを行うなど、財政面での健全化が図られてきていますが、依然として市財政の厳しい状況が続くと予想されます。

こうした状況下、今後も行政の第一義的課題である「市民サービスの更なる充実」を図ること、「市民と行政の協働による市政」に努めること、そしてこれらを支えるための「財政健全化の推進」を図ることが必要です。

以上のことから、第4次行政改革の基本目標については、

- (1) 市民サービスの更なる充実
- (2) 市民と行政の協働による市政
- (3) 財政健全化の推進

とします。

第4次行政改革は、上記の基本目標の実現を目指し、行政改革を推進していくものとし、

2 第4次行政改革における改革課題

- (1) 基本目標達成のための課題

① 行政サービスの向上のためには、行政はサービス業であることを第一に念頭に置かなければなりません。これまでも市民サービスの利便性について取り組んでまいりましたが、市民の負託に応える市政という原点に立ち返り、市民に質の高い行政サービスを提供することができるよう絶えず研究していく必要があります。

② 地方分権、地域主権の流れが加速するなかで、市民参加と協働により構築する自治は、他市においても行政運営の前提とされており、当市においても、「市民との協働により実施していくべき事業」として、市民と行政とが相互の役割や責任を明確にし、それぞれの立場で連携・協力してまちづくりを進める協働のしくみを検討する必要があります。

③ 限られた財源の中で行政サービスを維持、向上させ、効率的な行政運営を実現するた

めには、「民間の活力を導入して実施すべき事業」と「行政が直接実施すべき事業」とを区分し、効率的・効果的に行政運営することが必要となっています。

そして、「効率的な行政運営」を実現し、「財政健全化を推進」するためには、限られた職員数で、複雑高度化する行政課題に対応していかなければなりません。したがって、効率よく業務を実施する組織体制を維持していくことが必要になります。このため、簡素で効率的な組織の整備や民間活力の積極的な導入による「適正な定員管理」がこれからも求められます。

また、職員の職務遂行能力をさらに高めるため、面談を通じてコミュニケーションを深め、仕事ぶりを振り返ることにより自学を促し、能力開発につなげるための人事評価制度を推進していく必要があります。

- ④ 財政健全化を今後も進めていくためには、歳入基盤の強化として、市税等収納対策の強化、受益者負担の適正化などにより引き続き自主財源の確保に努め、歳出削減の観点から事業や経費の見直しを徹底し、さらには財政状況の分析を明らかにして、市民に公表することで財務情報の共有化を図る必要があります。

(2) 改革課題

以上のことから、基本目標を達成するため、次の4つについて改革課題として取り組むものとします。

- 1 市民サービスの充実
- 2 市民参加と協働の推進
- 3 効率的・効果的な行政運営
- 4 財政健全化の推進

3 計画期間

第4次行政改革大綱の計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

4 進行管理

- (1) 5年間の取組み目標として、推進計画を策定し計画的に進行管理を行います。
- (2) 行政改革の進捗状況については、市報やホームページにより、適時公表していきます。

第3 行政改革の具体的取組み

前述の改革課題を解決するために、第4次行政改革においては、具体的にどのように取り組んでいくかを明らかにします。

1 市民サービスの充実

(1) 市民の利便性の拡大

市民の利便性の向上を図るため、市役所本庁舎の窓口のうち、利用が見込まれる窓口の拡大について検討します。また、ワンストップサービスの将来的な導入を視野に入れた窓口連携サービスを検討します。

(2) 市民目線のサービス提供

市民が気持ちよく行政サービスを受けられるようにするため、職員の接遇向上を図ります。また、ホームページや市報等の活用による行政情報の積極的な提供に努め、引き続き利用者の立場にたった内容の充実を図ります。

2 市民参加と協働の推進

市民と共に歩む市政の推進

市民と行政との相互信頼・協力関係に基づく市政を実現するため、多様な参加の機会を確保します。また、市民と行政との適切な役割分担の観点から、市民活動団体等との協働・連携関係を構築し、行政の担うべき役割の重点化と、これまで主に行政が担ってきた公共領域への市民参加を促す環境整備を図ります。

3 効率的・効果的な行政運営

(1) 民間活力の更なる推進

① 公共施設の管理運営について、民間活力の導入を含めたあり方を検討します。

② 行政サービスの維持を考慮しつつ事務事業の統廃合を検討しながら、民間活力が導入できないか（一般業務における部分的な業務委託など）を検討していくこととします。

(2) 事務事業の点検・見直し

行政評価制度の更なる推進を図り、コンサルタントや外部評価、施策評価についての導入を検討し、事務事業の見直しを進めます。

(3) 効率的な組織の確立

- ① 今後の定員管理においては、人口推移を見据えた中で、概ね現在の水準を維持することを基本とします。
- ② これまでの簡素で合理的な組織機構の下で、新たな行政需要に対応できる柔軟で機動的な業務執行体制を整備するとともに、公・民の適切な役割分担及び相互連携を踏まえて事務事業の統廃合、民間活力の導入等を推進し、職員が直接関与すべき分野の検討と特定をすることで適正な定員管理の実現を図ります。

(4) 職員の意識改革と資質の向上

人事評価制度と人材育成基本方針に基づき、職員一人ひとりがもてる能力を最大限に発揮し、積極的に行政課題の解決に取り組める体制づくりを進めます。また、職員が政策提言しやすい環境整備を検討します。

※ 定員適正化の推進について

I 職員数の現状分析

第3次行政改革大綱推進計画期間（平成19～23年度）における定員適正化計画では、目標値として、平成21年度の職員数を500人とし、平成23年度まで維持することとしました。

しかし、当市はこの間にも、指定管理者の導入や民間委託等により、結果的に平成23年度当初の職員数を460人（平成18年度当初比△72人）まで削減しました。

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
職員数	550人	542人	539人	539人	532人
前年度比	△3人	△8人	△3人	±0人	△7人

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
職員数	505人	475人	466人	446人	460人
前年度比	△27人	△30人	△9人	△20人	14人

（各年度4月1日現在） ※平成22年度は、7月1日時点で461人となる。

こうした努力を進め組織全体として職員定数の適正化に向けた取り組みを進めてきましたが、その後、国の地域主権戦略大綱に基づく権限移譲により新たに市が担当することになる事務等が増えてきており、その結果各職員は、より高度な事務処理能力が求められるようになっていきます。

そこで、今後の定員管理の方策を検討するため、定員管理に関する各種指標及び類似団体との比較、当市の現状等、職員数に関する分析を行いました。

(1) 都内における類似団体との比較

都内における類似団体は、国立市、狛江市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市、福生市及び当市の8市です。前回の定員適正化計画策定時（平成18年）では、職員1人当たりが受け持つ市民数は、7市中5番目に多いという水準でした。その後、各市とも職員数を削減し、積極的に適正化を推進しており、当市においては平成22年度当初では、職員1人当たりが受け持つ市民数は、8市中4番目に多いという水準になってきています。

(単位：人)

区分		稲城市	武蔵村山市	あきる野市	国立市	清瀬市	狛江市	福生市	東大和市	8市平均
一般行政部門	議会	7	6	7	7	5	5	7	7	6.4
	総務	89	93	94	92	86	93	107	112	95.8
	税務	30	35	36	33	26	30	23	39	31.5
	民生	121	74	94	134	145	157	60	112	112.1
	衛生	26	23	38	30	30	27	26	29	28.6
	労働	0	0	0	1	0	0	0	0	0.1
	農林水産	5	3	9	2	3	1	3	3	3.6
	商工	3	4	11	5	1	5	7	2	4.8
	土木	52	49	30	32	24	41	29	33	36.3
教育	67	60	83	58	74	68	78	85	71.6	
特別会計等	40	35	37	37	35	31	31	38	35.5	
職員数	439	383	439	431	429	457	371	460	426.1	
人口	83,903	70,423	81,159	72,956	72,929	76,251	57,493	83,413	74,815.9	
職員1人当たりが受け持つ市民数	191.1	183.9	184.9	169.3	170.0	166.9	155.0	181.3	175.3	

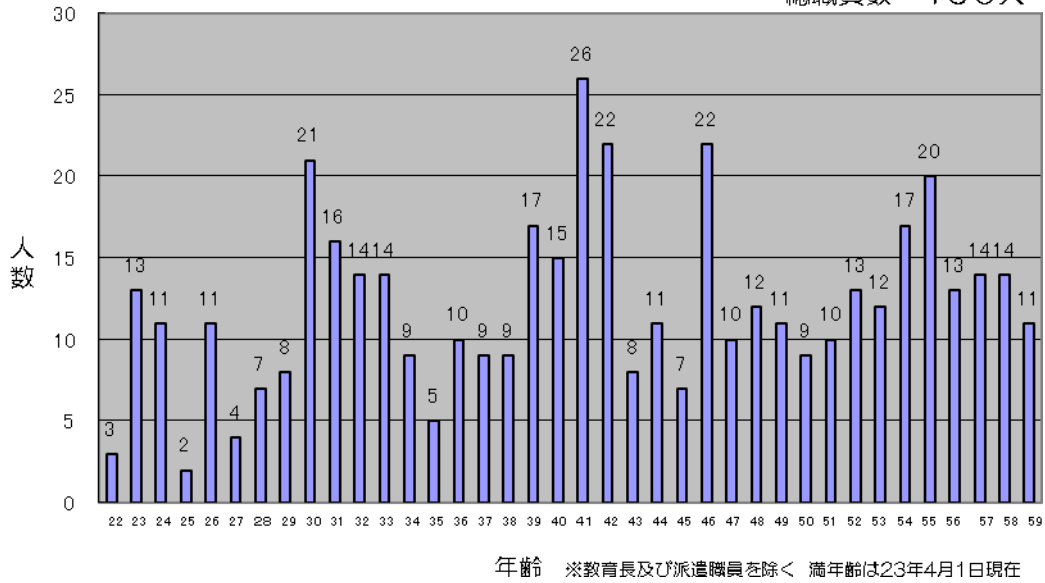
※職員数は平成23年度定員管理調査による(教育長を除く)。稲城市は市立病院及び消防を除いている。

(2) 職員数の構成

当市の職員数の構成を見ると、30歳代前半、30歳代後半から40歳代前半にかけて及び50歳代後半の職員数が他の年代に比べて多くなっています。また、この計画期間にグラフ中の54～58歳の職員が退職することから、今後5年間で78人の職員が退職することになります。

年齢別職員数（平成23年4月1日現在）

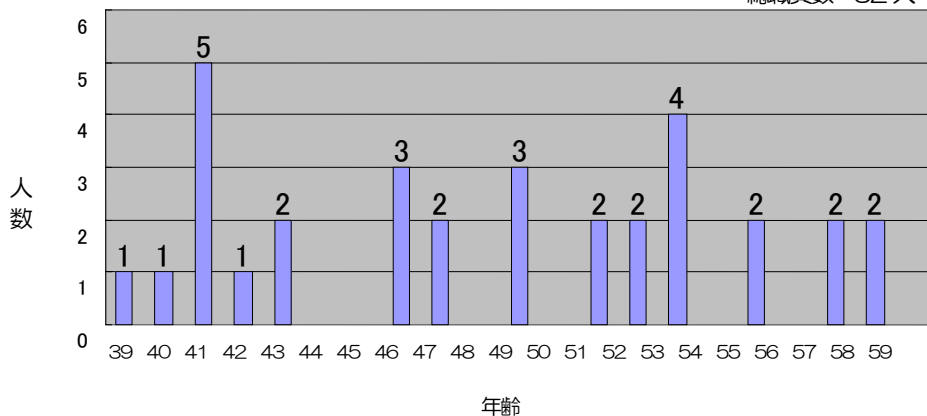
総職員数 460人



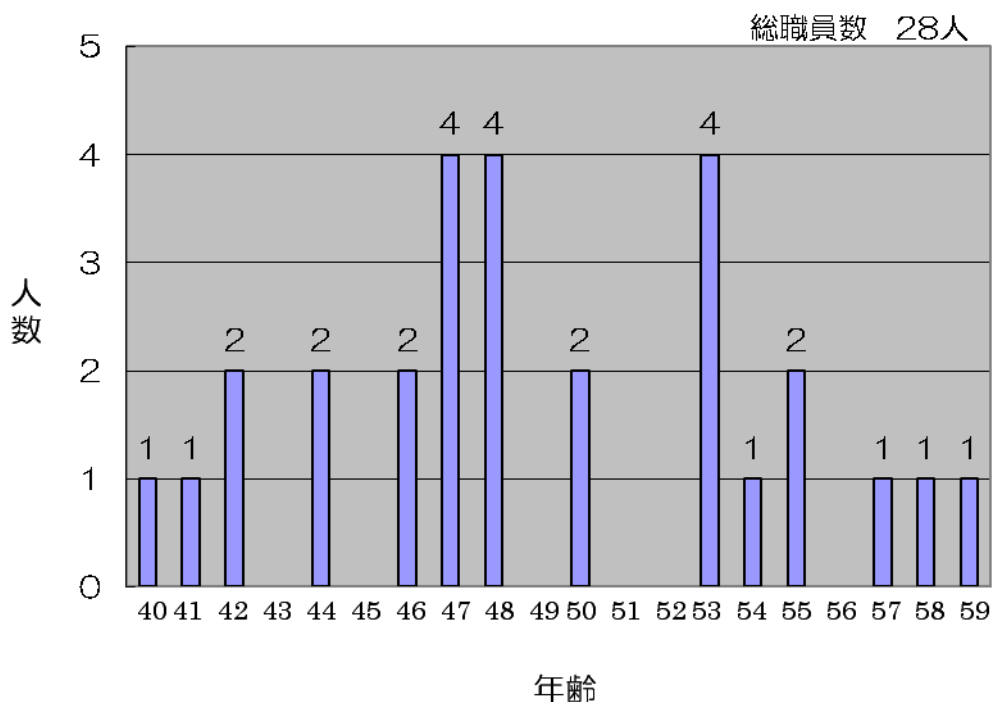
また、職種別に職員数の年齢構成を見た場合、保育職や技能労務職の高齢化が進んでいることがわかります。これらの職種については、業務を今後も直営で行うべきかどうかを十分検討するとともに、民間活力の導入を図る場合のタイミングを的確に判断する必要があります。

保育士年齢別職員数（平成23年4月1日現在）

総職員数 32人



技能労務職年齢別職員数（平成23年4月1日）



Ⅱ 定員適正化の考え方と目標

当市における今後の定員適正化の考え方は、「適切な人員配置による人的資源の有効活用」の視点を考慮しつつ、簡素で効率的な組織の整備に努めていくこととします。

地域主権戦略大綱に基づく権限移譲や行政ニーズの多様化・複雑化により、市の行うべき事務事業は増える傾向にあり、決して減る状況にはありません。しかし、厳しい財政状況の中では、行政コストの中で大きな割合を占める人件費の抑制に努めなければなりません。

その一方で、職員1人当たりが受け持つ市民数は、今後5年間の人口推計が増加傾向にあるため、それに比例して増加で推移していきます。

そこで、定員適正化に当たっての基本的な考え方として、真に必要な部署には必要な人員を確保しながら、「さらなる民間活力の導入」、「最少の人数で最大の効果を上げる体制づくり」を目指すこととし、平成28年度までの目標数値を次のとおり定めます。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
当初職員数	476人	476人	476人	476人	476人
新規採用者数	◎28人	12人	13人	14人	20人
派遣職員出入	0人	△2人	△1人	0人	0人
年度中途採用者数	0人	0人	0人	0人	0人
退職者数	11人	14人	14人	14人	20人
削減率 (23年度比)	—	—	—	—	—
人口	84,393人	86,116人	87,048人	87,591人	88,017人
職員1人当たりの人口	177.3人	180.9人	182.9人	184.0人	184.9人

※ △は派遣先からの帰任を表す

※ 平成24年度以降の退職者数は定年退職者のみカウントしている。

※ 派遣職員は現時点で想定できるものをカウントしている。

※ 人口については、東大和市人口推計業務報告書（平成23年8月）中の推計値。

※ 年度当初職員数の算出方法

前年度職員数＋前年度中途採用者数－前年度退職者数＋当年度新規採用者数＋当年度派遣職員出入

※ ◎平成23年10月1日現在職員数459人－定年退職者11人＝448人を平成24年度当初の目標職員数476人から引いた数値とした。

Ⅲ 定員適正化の推進方策

現在、本市職員数は、他市（類似団体）との比較においてほぼ平均的な水準（8市中4番目）にありますが、適正な定員管理の観点から、今後もこの水準を維持していく必要があります。

一方、本市では、近年、人口が緩やかな増加傾向にあり、これに伴う行政需要の拡大も予想されます。また、これまで組織全体として職員定数の削減に努めてきましたが、反面各職員にはより高度な事務処理能力等が求められるようになっており、これまでのように職員数を削減することは難しい状況にあります。

そこで、平成24年度の職員数は、平成23年度当初人口を、類似団体の職員1人当たりの人口の平均値175.3で除した数値（476人）を基準とし、以後職員数はこの水準を維持しつつ、次の項目を取組んでいくことで定員適正化を図ることとします。

(1) 民間活力等の積極的導入

行政サービスの質を確保しつつ、職員でなくても行える業務には積極的に民間活力を導入します。また、事務事業の統廃合や窓口業務の一部委託化など職員が直接関与すべき分野の検討と特定をすることで、限られた人材の有効活用を図り、適正な定員管理の実現を図ります。

(2) 組織・事務分掌の見直し

簡素で合理的な組織機構の下で、新たな行政需要に対応できる柔軟な業務執行体制を維持するために組織人員の適正化を図り、組織の定期的な見直しを行うこととします。

(3) 職員の効率的活用

従来から、業務の繁忙期においては、当該業務に従事した経験がある職員を一時的に活用する、いわゆる「部や課を超えた応援体制」を実施してきました。

今後も更なる応援体制の推進を図ることにより、職員数の適正な管理に努めることとします。

4 財政健全化の推進

(1) 歳入の確保

① 自主財源の確保、負担の公平性の確保等の観点から、適正な債権管理手法を検討します。また、引き続き市税等の収納率や各種料金等の収納率向上に努めます。更に、利用予定のない市有地の売却や有効活用を検討していきます。

② なお、国民健康保険税や下水道使用料、その他使用料・手数料等の適正化を図るため、定期的な見直しを行い、公表していきます。

また、歳入の確保対策として、様々な広告媒体を活用した有料広告の導入を検討していきます。

(2) 歳出の削減

あらゆる歳出における公益性、公平性、必要性等を検証するなかで、負担金・補助金・事務管理経費、扶助費等についての分析や見直しを行い、歳出の抑制に努めます。更にいくつかの個別業務について、事務の整理合理化を実施します。

(3) 強固で弾力的な財政基盤の確立

持続可能な財政運営を目指すには、強固で弾力的な財政基盤を確立することが必要です。このため、財政調整基金については、地方財政法に基づく積立てなどにより、各年度末の現在高を標準財政規模の10%に維持することを目標とします。

財政健全化の目安となる経常収支比率については、最終年度までに90.0%以内に抑えることを目標とします。

公債費については、新規借入れの抑制や低利債への借り換えにより、最終年度までに公債費比率が6%以下となるように努めます。

また、市財政の新たな分析方法として、新公会計制度に基づく財務諸表を作成し、財政の効率化・適正化に努めます。

※ 市財政の現状

ここでは、一般会計の決算における統計調査（地方財政状況調査）により、市財政の現状を各指標で表しました。

東大和市の場合、歳入では市税収入の割合が比較的 low、財政運営上、交付税など国からの交付金が必要不可欠な財源となります。また、歳出では、社会保障制度の一環として支給する扶助費が毎年度増加しています。

このような状況の中、人件費の削減など経常的な支出の抑制や、使用料及び手数料の見直しによる歳入確保を図ることに伴い、平成20年度以降、財政調整基金の積み増しを行なうなど、健全な財政運営の効果が現れてきています。

I 市財政の構造

(1) 財政収支（決算）の状況

実質収支（E）は、歳入総額（A）から歳出総額（B）を差引き、ここから翌年度への繰越財源（D）を除いた額となりますが、各年度とも黒字となっています。次に単年度収支（F）は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いた額となりますが、年度比較による黒字（赤字）額の増減を表します。

また、実質単年度収支（J）は、積立金（G）や後年度債務の繰上償還（H）のような実質的黒字要因、積立金の取崩し（I）のような実質的赤字要因を、単年度収支に加味したものです。実質単年度収支が赤字（△表示）となった年度は、その年度において積立金（財政調整基金）を取崩したことが主な要因となっています。

平成22年度は、繰越財源の増加により、単年度収支は赤字となりましたが、積立金（財政調整基金）の取崩しを行わず、前年度の剰余金等を積立てたことから、実質単年度収支は約8億9千万円の黒字となりました。

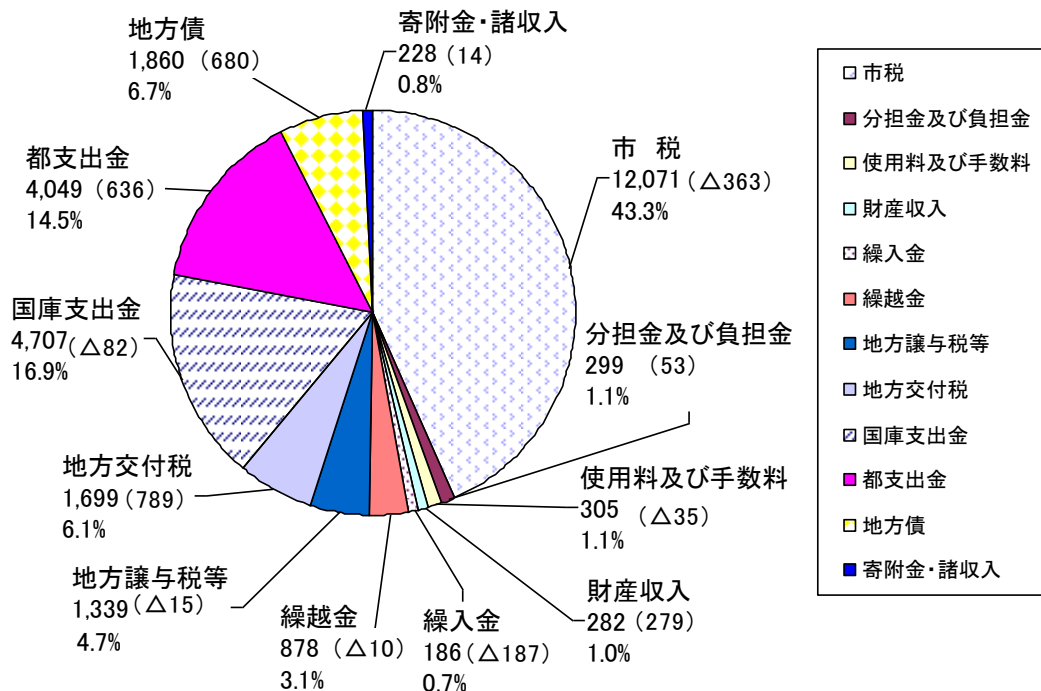
（単位：百万円）

年度	歳入総額 A	歳出総額 B	差引 C(A-B)	繰越財源 D	実質収支 E(C-D)	単年度収支 F(E-前年度のE)	積立金 G	繰上償還金 H	積立金取崩額 I	実質単年度収支 J(F+G+H-I)
13	23,822	23,190	632	0	632	△ 219	684	0	0	465
14	23,566	22,727	839	0	839	207	0	5	353	△ 141
15	23,450	22,671	779	0	779	△ 60	0	0	171	△ 231
16	23,748	22,890	858	2	856	77	0	0	530	△ 453
17	24,230	23,464	766	4	762	△ 94	0	0	303	△ 397
18	24,588	23,813	775	0	775	13	194	0	51	156
19	24,623	23,922	701	0	701	△ 74	295	0	447	△ 226
20	23,762	22,875	887	48	839	138	194	2	0	334
21	26,144	25,266	878	21	857	18	425	0	232	211
22	27,903	27,033	870	199	671	△ 186	1,082	0	0	896

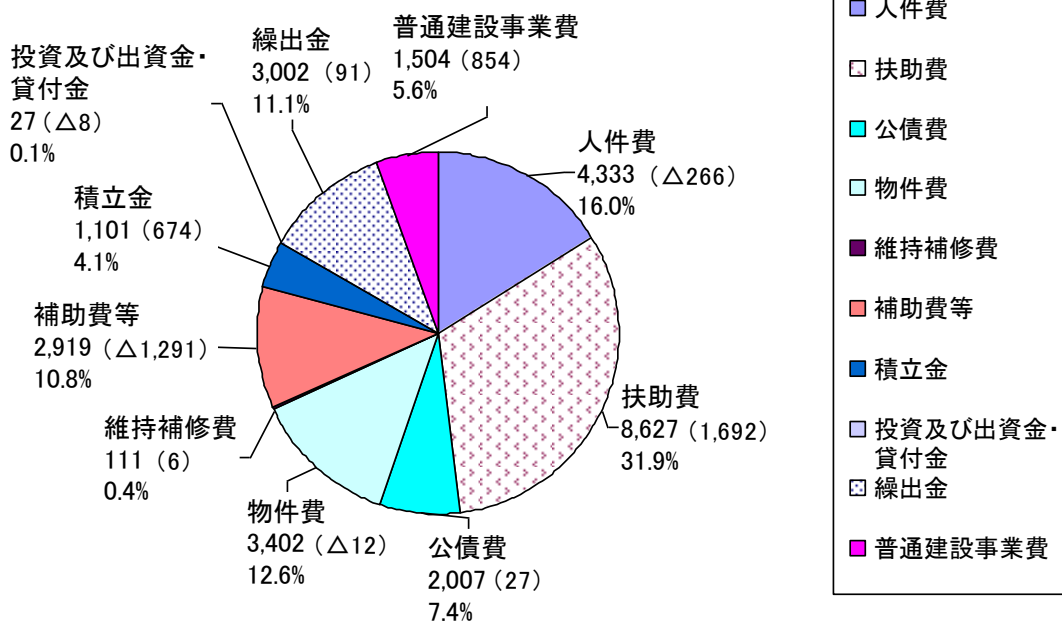
平成22年度 財政収支（決算）の状況

(単位: 百万円・()は前年度比較)

歳入総額: 27,903百万円 (対前年度比: 1,759百万円)



歳出総額: 27,033百万円 (対前年度比: 1,767百万円)
(性質別歳出)



(2) 決算における財政指標

財政の健全性を表す指標として、経常収支比率や公債費比率などがあります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）の成立により、実質公債費比率や将来負担比率などの新たな指標が加わりました。

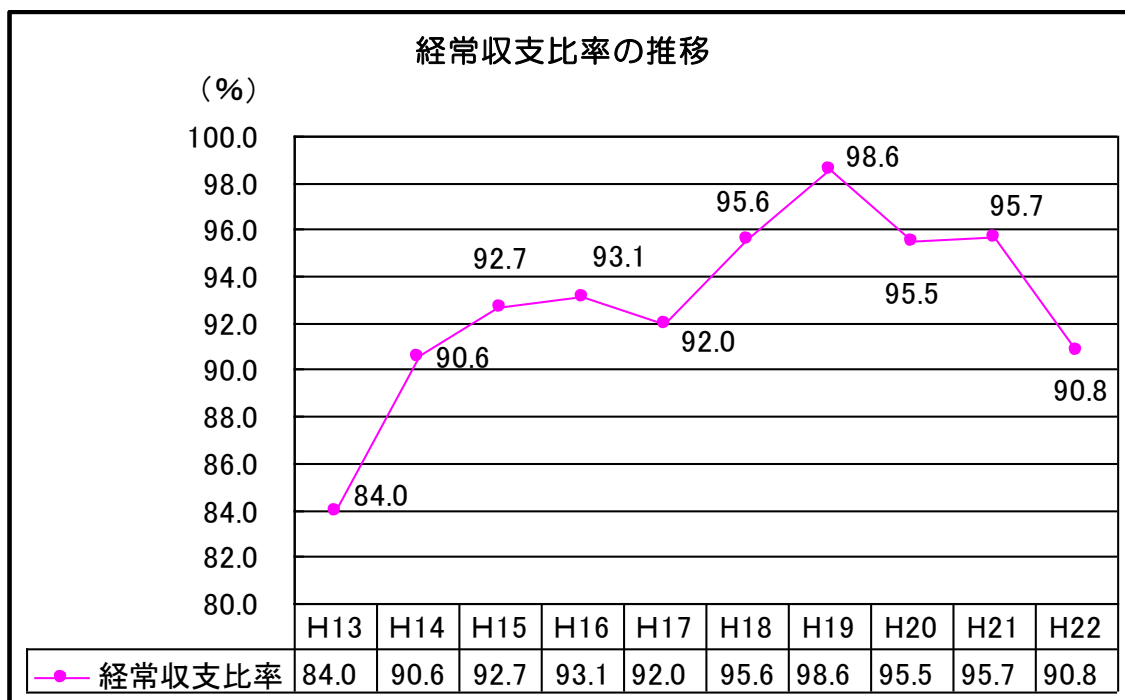
①経常収支比率

財政構造の弾力性を示す比率として経常収支比率があります。

これは、経常的収入（市税や国・都からの交付金など）に対する経常的支出（人件費や扶助費など）に必要な財源の割合を示したもので、一般的には70%～80%に収まることが望ましいとされています。

この比率が増加することは、財政の硬直化が進み、新たな事業に取り組むための財源や投資的経費の財源など、その年度に自由に使える財源が不足することを意味します。

平成22年度は、生活保護費や児童福祉費をはじめとする扶助費、物件費が増額しましたが、市税の減収に伴い地方交付税、臨時財政対策債が大きく増額となったことにより、経常収支比率は90.8%となり、前年度と比較して4.9ポイント減（改善）となりました。



備考：経常収支比率＝経常的経費に充当した一般財源÷経常一般財源等

②経常的経費と経常一般財源等の推移

収入は一般財源と特定財源に分類され、一般財源は用途の制限がなく、どのような経費にも自由に使える財源となっています。経常一般財源は、市税や国・都からの交付金など、経常的

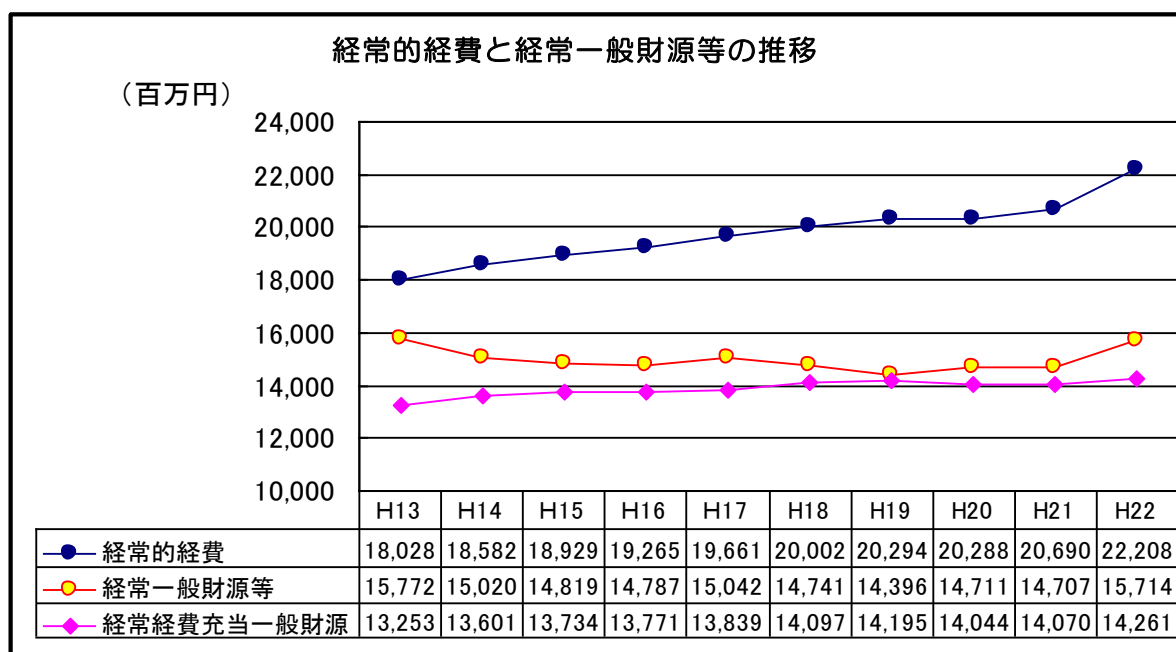
に収入される一般財源のことをいいます。また、これらと同様に使用される歳入を含めて経常一般財源等として統計調査において区分されます。

一方、支出は経常的経費と臨時的経費に分類され、毎年度義務的に支出する人件費、扶助費、公債費などは経常的経費に区分されます。また、経常的経費に必要な一般財源のことを経常経費充当一般財源といいます。

平成14年度以降、経常一般財源等が減少または横ばい傾向にある中で、経常的経費は増加傾向にあります。これに対し、経常的経費に必要な一般財源（経常経費充当一般財源）は、経常的経費の抑制を図っていますが、その減少にまでは至っていません。

平成22年度は、普通交付税、臨時財政対策債の増額により、用途の制限がなく自由に使える財源（経常一般財源等）が増加となりましたが、これは市税の減収に伴う増加のため、市財政の硬直化に変化はなく、財政状況の厳しさは続いていると考えます。

※ 特定財源とは、国や東京都からの補助金、利用者の負担金など特定の経費のみに使える財源のことをいいます。次の表では、経常的経費と経常経費充当一般財源との差額が経常的経費に充当された特定財源として捉えることができます。



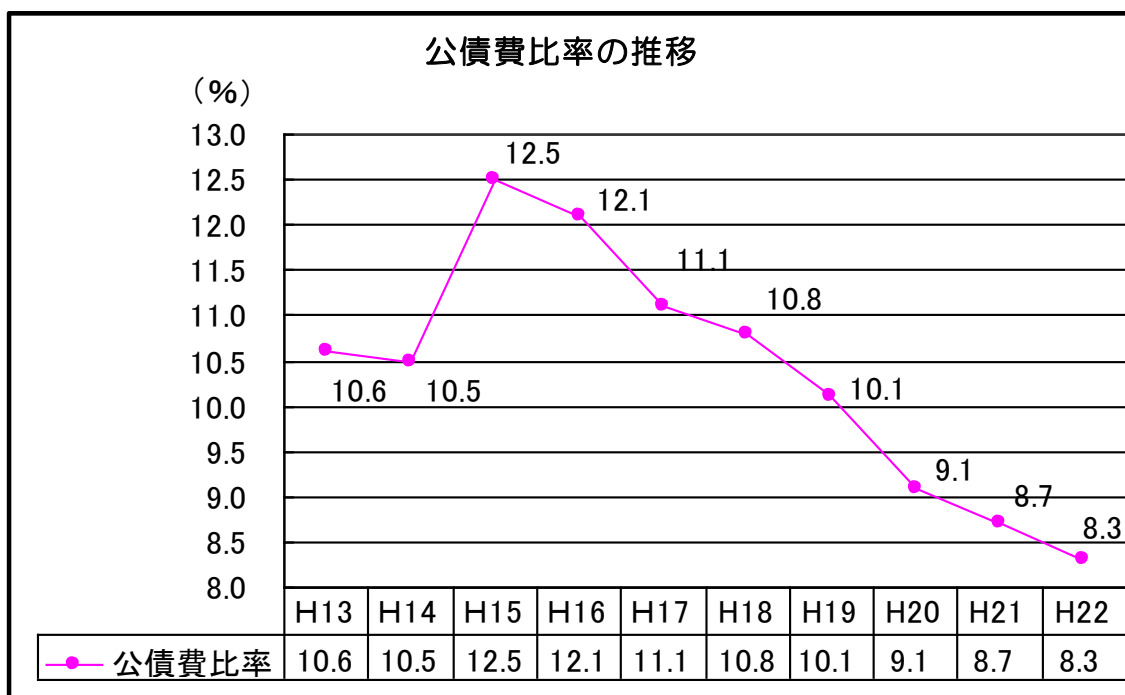
③公債費比率

公債費比率とは、公債費（借入金の償還費）に充当された一般財源の標準財政規模に占める割合で、後年度の財政負担とならないよう、一般的には10%を超えないことが望ましいとされています。

平成15年度には12.5%まで上昇しましたが、平成16年度以降、借入金が減少していることから公債費比率は減少しています。

※ 標準財政規模とは、一般財源による地方公共団体の標準規模を示すもので、平成22年度の東大和

市の標準財政規模は15, 138, 165千円となっています。



(3) 財政健全化法における財政指標

財政健全化法が平成19年6月に成立し、平成19年度決算から財政の健全性に関する比率を公表する制度が設けられました。各比率には、市町村の財政規模（標準財政規模）により基準となる比率（早期健全化基準）が定められ、その比率を越えると財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て都道府県知事に報告することになっています。

① 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等（普通会計）における実質赤字額の標準財政規模に占める割合で、平成22年度は黒字となったため、実質赤字比率は対象外となりました。

早期健全化基準	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
12.77%				

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計等に国民健康保険事業や下水道事業などの特別会計を加えた全会計における実質赤字額の標準財政規模に占める割合で、平成22年度は黒字となったため、連結実質赤字比率は対象外となりました。

早期健全化基準	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
17.77%				

③ 実質公債費比率

実質公債費比率とは、財政負担の程度を客観的に示す指標で、下水道事業等における公債費に対する繰出金等、公債費に準ずるものを含めた実質的公債費に充当された一般財源の標準財政規模に占める割合となります。

平成22年度は、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額が増加したことにより、前年度より0.8ポイント下がり、2.6%となりました。

早期健全化基準	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
25.0%	5.8%	4.3%	3.4%	2.6%

④ 将来負担比率

将来的に負担することになる実質的負債にあたる額（将来負担額）の標準財政規模に対する割合で、平成22年度は、充当可能基金である財政調整基金の積立てを行ったことなどにより、前年度より25.0ポイント下がり、3.9%となりました。

※将来負担額は、市債（借入金）残高、一部事務組合等の負担予定額、退職手当支給予定額などの合算額から、積立基金（残高）や都市計画税などを控除した額となります。

早期健全化基準	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
350.0%	62.6%	42.2%	28.9%	3.9%

(4) 新地方公会計制度における財務書類

地方公共団体の会計は、現金の流れ（収入・支出）を説明することを主要な点とした現金主義・単式簿記により、その処理が行われています。

しかしながら、この方法では、毎年度の予算執行で取得した資産や、その財源となる負債（借入金）、また、1年間の行政活動にどのくらいのコストが費やされているかが解りづらいものになっていました。

そこで資産や負債といった行政資源（ストック）の残高や増減の情報、行政サービスを提供するためのコスト情報などを適切に把握し、明らかにするため、発生主義・複式簿記による会計処理を導入した財務書類（①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書）の作成への取組みの必要性が高まりました。

国においては、地方公共団体の資産・債務の管理等に必要な公会計の整備について検討するため、「新地方公会計制度研究会」を発足させ、平成18年度において「新地方公会計制度研究会報告書」を公表しました。さらに、同報告書で示された会計モデルについて、より実務的な観点から検討を行うため、「新地方公会計制度実務研究会」が発足し、平成19年度に「新地方公会計制度実務研究会報告書」が公表されました。

東大和市では、この報告書で示された「総務省方式改訂モデル」を採用し、平成20年度地方財政状況調査（決算統計）の数値等を積算基礎として財務書類を作成しました。

Ⅱ 市財政（決算数値）の推移

市がサービスを提供するために必要な経費は、主に市税や国・都からの交付金及び補助金収入で賄われます。

少子高齢化の進展に伴い、福祉関係費の扶助費は年々増加し、医療や介護に係る特別会計への繰出金も増加傾向となっています。一方で市税は、景気の変動や国の経済対策により増減し、また、交付税など国からの交付金についても、制度の見直しによって増減することもあります。

このような状況に対し、市は、行政改革大綱により経費の削減に努め、市有財産の売払い、積立基金からの繰入れなどの財源対策を講じ、提供するサービスの維持を図ってきました。

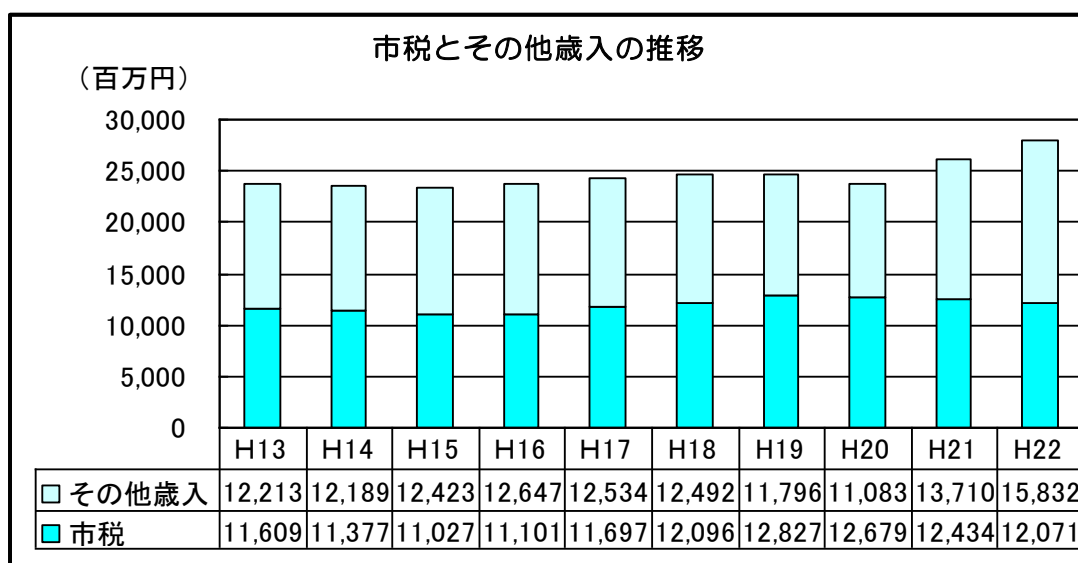
しかしながら、売払いできる市有財産や積立基金からの繰入れについても限りがあるため、引き続き経費の削減や歳入の増収など、財源対策を講じる必要があります。

（１）市税等の収入状況

①市税（経常一般財源）

市税は、市の収入の根幹をなし、用途の制限がないお金（経常一般財源）として扱われます。収入全体における市税の占める割合は43.3%～53.4%で、東京都26市の平均と比較すると、その割合は人口増などにより平均値に近づいてきています。

市税の推移であります。景気の変動などにより減少しており、平成15年度には約110億円となりました。その後、国による減税の見直しや国から市への税源移譲により増加しましたが、平成22年度の市税の額は約120億7千万円と減収となり、収入全体における市税の占める割合も43.3%で、今後の景気の動向によっては、市民税が大きく減収すること考えられます。



②国・都からの交付金（経常一般財源）

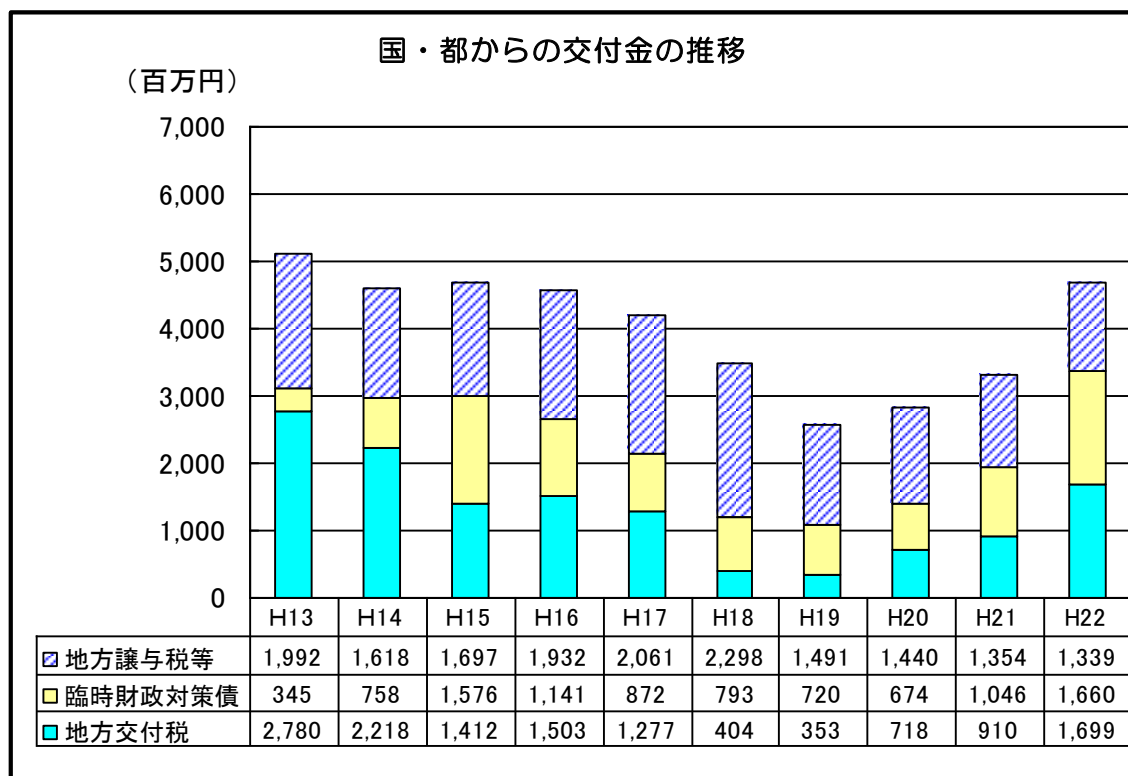
国や東京都からは、特定の経費に対する補助金のほか、交付税や譲与税などの使途の制限がないお金（経常一般財源）が市に交付されます。

このうち自治体間の財政の均衡を図る機能を有する交付税は、当市において、財政運営上必要不可欠な財源となっています。

平成13年度以降、交付税制度の見直しにより、大きく減少してきましたが、平成22年度の地方交付税については約17億円で、前年度と比べて約8億円と大きく増額となりました。また、交付税の原資が不足するため、平成13年度以降、臨時財政対策債（借入金）による補てんが行われています。

しかし、国・都からの交付金に臨時財政対策債を加えても、総額ではピーク時の平成13年度を下回る状況となっています。

このように市税が増収となった場合でも、その額以上に交付税などが減収となることもあり、このことが市の財政状況を厳しくする一要因として考えられます。



備考1：地方交付税は、普通交付税と特別交付税との合算額です。

2：地方譲与税等には、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特別交付金、交通安全対策特別交付金、特別地方消費税交付金（平成13年度まで）が含まれています。

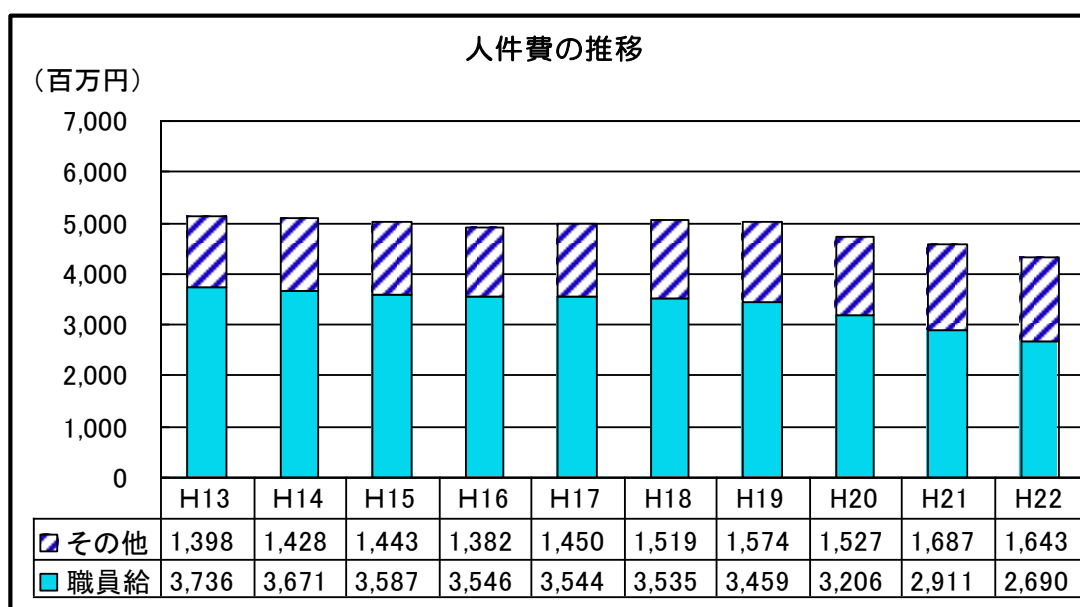
(2) 性質別支出の状況

市の支出については、決算における統計調査（地方財政状況調査）において人件費や扶助費などの性質別に分類します。主な性質別支出の状況について、その推移を表しました。

①人件費の推移

人件費は、市長等の特別職と一般職の給与関係費となります。平成22年度では、前年度に引続き市長等の給与の削減、職員数の減や給与の改定に伴う職員給の減額や支給率の削減による期末手当の減額により、総額は約43億3千万円で、前年度に比べ、2億6千万円の減となっています。

また、歳出に占める人件費の割合は16.0%となっています。

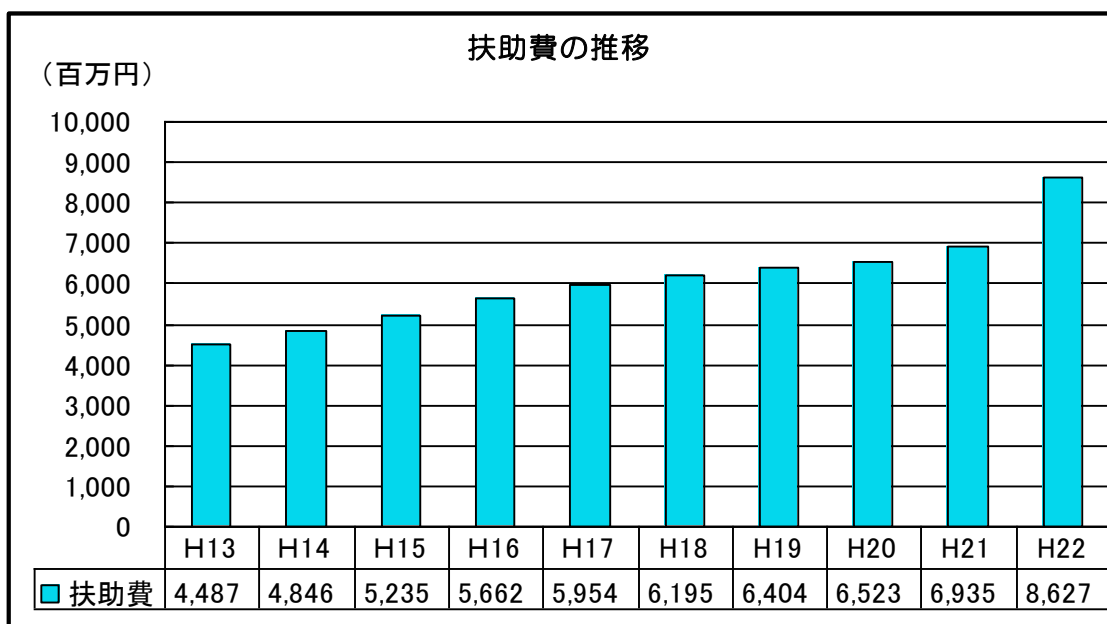


備考：職員給は、給料及び職員手当をいい、その他は、議員報酬、委員等報酬、市長等の特別職の給与、退職手当組合負担金などをいいます。

②扶助費の推移

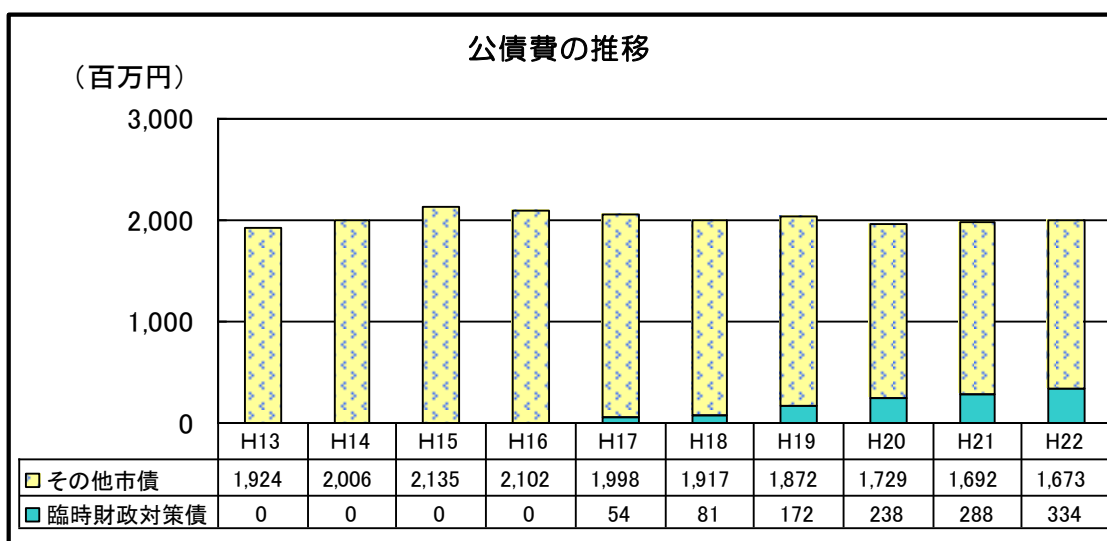
扶助費とは、社会保障制度の一環として現金または物品等の支給に係る経費のことで、生活保護法や児童福祉法などの法令に基づくもののほか、市単独の施策として行う法外援護費等を含んでいます。

平成22年度は約86億2千万円となり、前年度に比べ16億9千万円の増で、歳出に占める扶助費の割合は31.9%となり、最も割合が高くなっています。



③公債費の推移

道路の整備や学校等の施設建設など、将来にわたって効果が残る事業の財源については、市債（借入金）を活用することができます。また、国の景気対策による減税や交付税制度の見直しに伴う減収の補てん措置としても借入れを行っています。これらの市債（借入金）の償還を公債費として支出しますが、毎年度20億円前後で推移しています。



④物件費及び補助費等の推移

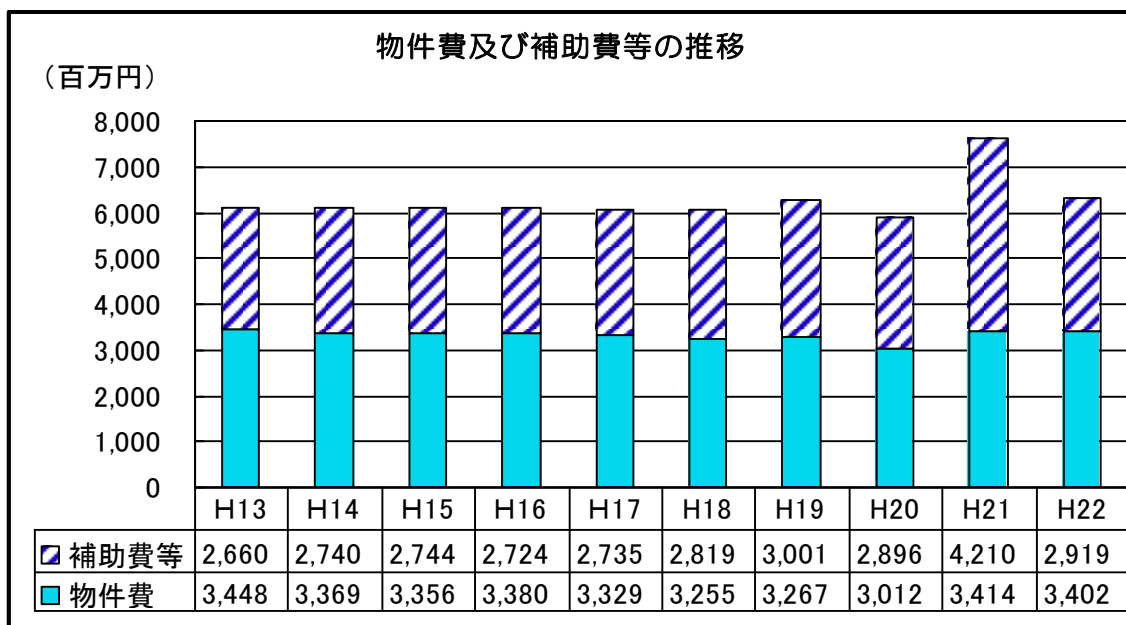
臨時職員の賃金、需用費、各種委託料など施設管理経費や事務経費を物件費といいます。公共施設の整備等に伴い物件費は増加しますが、各種委託業務の仕様の見直しなどを行ったことにより、平成13年度以降ほぼ横ばいの状況で推移しています。

平成22年度の物件費は、市民体育館の指定管理者制度の導入などが増額しましたが、国の経済危機対策臨時交付金を財源とした経費の減額などにより、前年度に比べて約1千万円の減となっています。

補助費等は、東京都への消防事務委託費、一部事務組合に対する負担金、団体等への補助金が主なものとなります。平成13年度以降横ばいで推移していましたが、平成21年度は定額給付金等により大きく増加しました。

※ 一部事務組合とは、廃棄物の処理など、いくつかの市で事務を共同処理するために設置されるものです。

地方財政状況調査では、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合、東京都市町村職員退職手当組合、小平・村山・大和衛生組合、東京たま広域資源循環組合、湖南衛生組合、昭和病院組合、東京都市町村総合事務組合、東京都後期高齢者医療広域連合、東京都市収益事業組合（平成21年度まで）が対象となります。



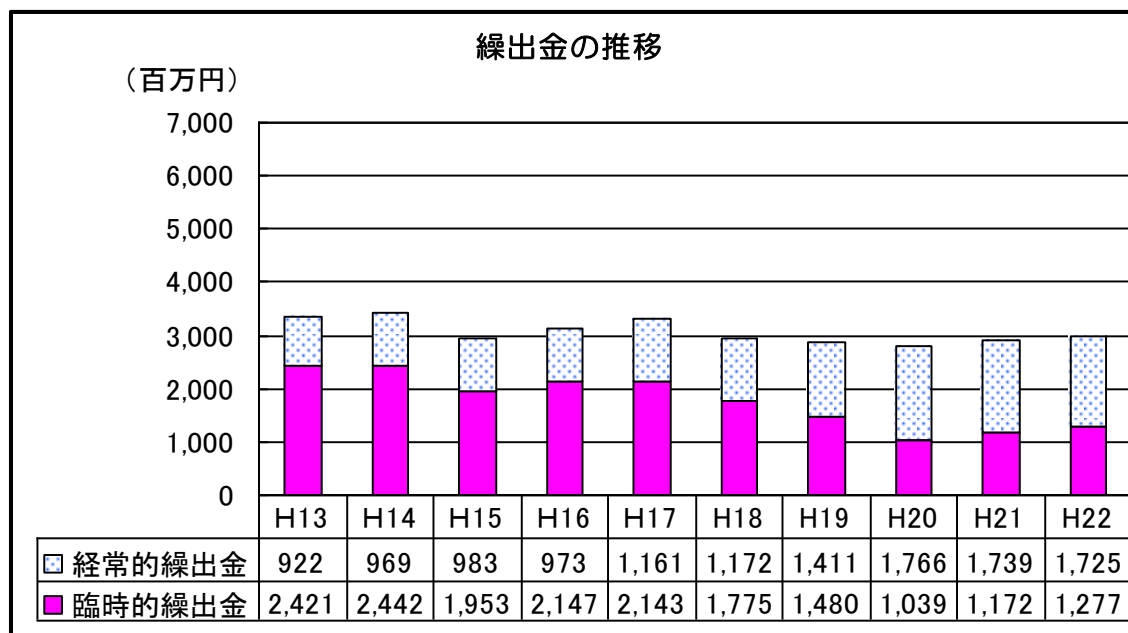
⑤繰出金の推移

市が行うサービス（事業）には、特別会計を設置し、一般会計とは別に会計処理を行うものがあります。

東大和市では、「国民健康保険事業」、「下水道事業」、「老人保健」、「土地区画整理事業」、「介護保険事業」、「後期高齢者医療」の特別会計が設置されています。

特別会計は原則として、その会計における収入で経費を賄うことになっていますが、一般会計で負担する必要性がある経費に対しては特別会計への繰出金（経常的繰出金）が認められています。それ以外の繰出金は、赤字補てん等の臨時的繰出金として捉えることができます。

繰出金については、平成13年度以降、30億円前後で推移していますが、臨時的繰出金は減少傾向となっており、一般会計の負担の適正化を図る上でも、引き続き抑制を図っていく必要があります。



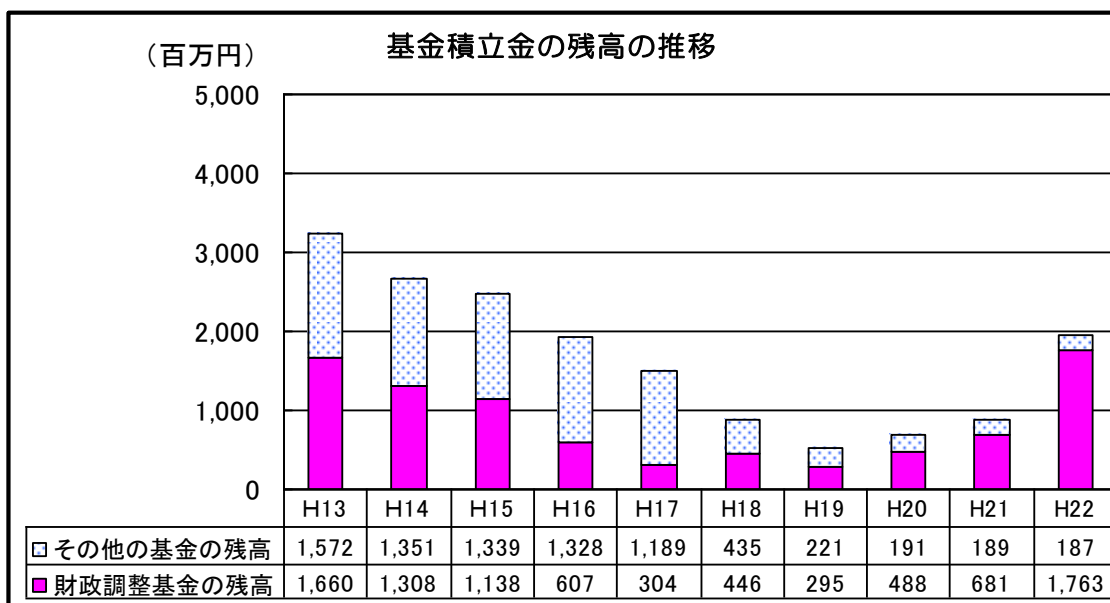
備考：下水道事業特別会計に対する繰出金の基準が改正され、従来、臨時的繰出金として区分した繰出金の一部が、平成19年度決算以降、一般会計で負担する必要性がある繰出金（経常的繰出金）となっています。

(3) 積立金等の状況

①基金積立金（残高）の推移

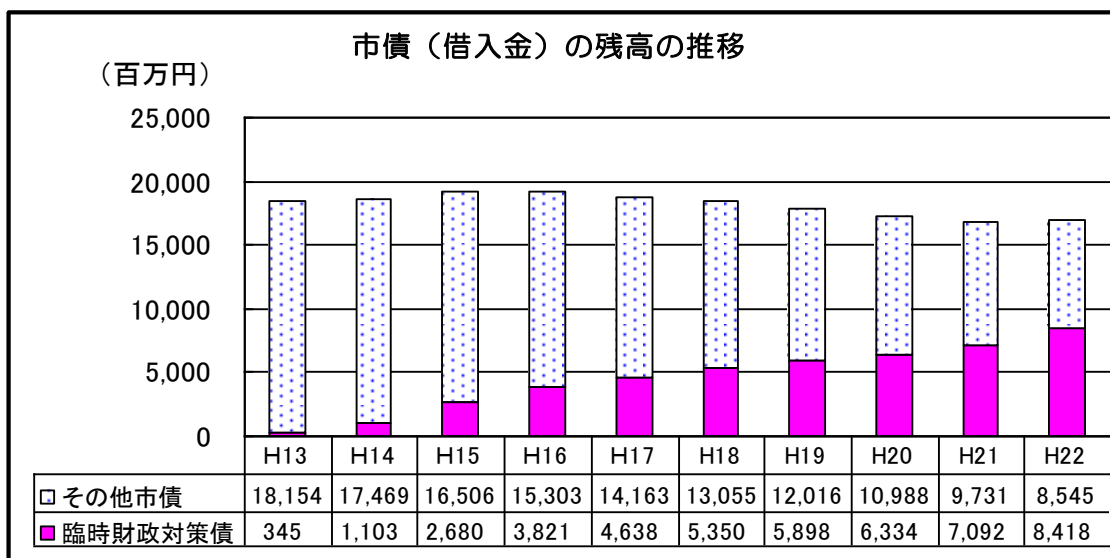
市では、特定の目的のために資金を積立てる基金を設置し、運用等を行っています。基金積立金は、積立目的に沿った事業の実施や市税等の減収など財政状況の変化に柔軟に対応するため、臨時的財源として活用します。

平成22年度では、財政調整基金の取崩しを行わず、前年度剰余金等を約10億8千万円積立てたため、基金積立金の残高については前年度に比べ大きく増加しました。



②市債（借入金）残高の推移

市債（借入金）残高については、臨時財政対策債の残高が年々増加しています。総額では、平成15年度に最も高くなりましたが、その後は借入金の抑制等から減少して推移しています。



Ⅲ 財政収支の見通し

(1) 今後の財政収支の状況を明らかにするため、財政収支の試算を行いました。

歳入については、今後の経済状況や国による地方財政対策等の内容が不透明であることから、一定の条件の下で推計したものです。歳入の根幹をなす市税の減少に対しては、現行制度同様、地方交付税や市債（臨時財政対策債）等による補てん措置が行われることを前提に収支見通しを作成しているため、国の予算措置等補てん内容によっては、さらに財源不足が拡大することも想定されます。

歳出については、現行の施策や職員体制を維持したものとし、基本計画に基づく実施計画を完全に実施することを前提としたものです。

(2) 平成 24 年度以降の財政収支の見通しは、震災や急激な円高の影響を受け、歳入の根幹となる市税の減収が見込まれると同時に、地方交付税の動向など地方財政計画全体の見通しが極めて不透明な状況にあります。このようなことから、財政運営の基本となる一般財源の確保については、更に厳しい状況になることが懸念されます。

一方、歳出では、雇用環境の悪化や少子化対策に伴う子育て支援施策の充実などにより、生活保護費、子ども手当、保育園の運営に係る費用等の扶助費の増加が見込まれ、金額や歳出総額に占める割合は年々増加している状況です。

(3) 以上のように今後も歳入全体の伸びが期待できず、解決すべき課題が増えていく中で、財政収支の均衡を図ること、また、持続性ある財政運営に向けた財政構造の改善を図るためには、適正な行政サービスの水準を維持しながらも、歳出の抑制に努めなければなりません。

(4) 厳しい財政状況の中において、効率性と選択による市政の推進を図り、山積する課題に対応できるよう「あれかこれか」の選択と費用対効果の分析を行い、財政健全化の推進に努めます。

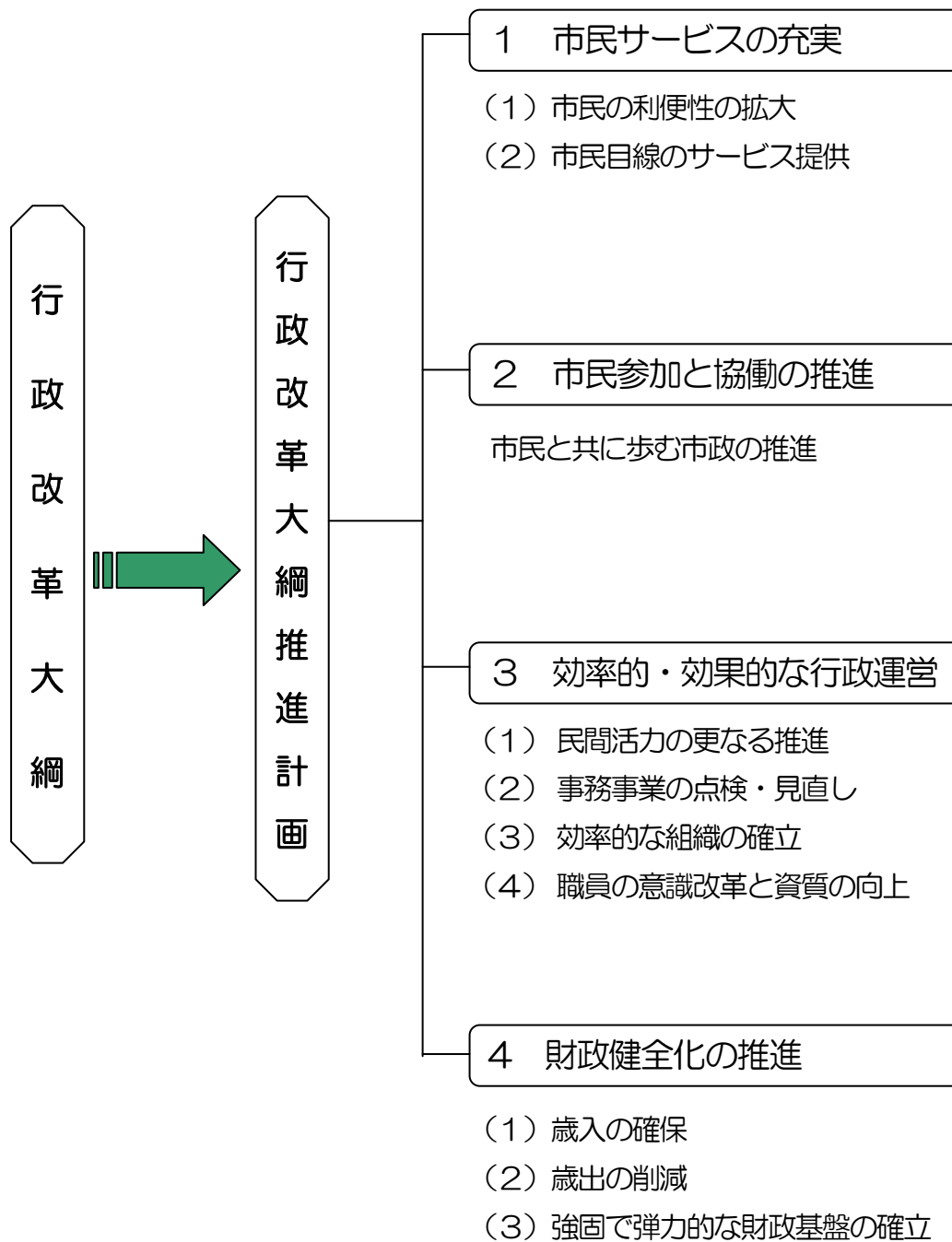
財政収支の想定（一般会計）

（単位：千円）

項目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			金額	金額	金額
入	市 税		11,452,000	11,376,000	11,362,000
	地方交付税		3,265,000	3,265,000	3,265,000
	国・都支出金		9,161,000	8,706,000	8,693,000
	市 債		2,405,000	2,133,000	2,083,000
	そ の 他		1,025,000	1,044,000	1,043,000
	計		27,308,000	26,524,000	26,446,000
出	義務的経費	人件費	4,513,000	4,494,000	4,479,000
		扶助費	9,699,000	9,836,000	10,001,000
		公債費	1,937,000	1,714,000	1,712,000
	投資的経費		1,370,000	693,000	548,000
	物 件 費		3,951,000	4,034,000	4,042,000
	補 助 費 等		2,985,000	2,822,000	2,682,000
	繰 出 金		2,966,000	2,975,000	2,926,000
	そ の 他		173,000	173,000	170,000
計		27,594,000	26,741,000	26,560,000	
差引不足額			△286,000	△217,000	△114,000

※ 平成27年度、平成28年度については、平成26年度と同様の不足額が見込まれます。

第 4 行政改革大綱体系図



第 5 行政改革大綱の位置付け

